

廃棄物処理計画改定に伴う重点項目の課題・論点整理表

福島県廃棄物処理計画は廃棄物処理法第5条の5に基づき改定するが、改定に当たって重点的に検討すべき課題・論点について、廃棄物処理法で規定された廃棄物処理計画に定めるべき事項に沿って取りまとめると以下ようになる。

1 廃棄物の発生量、処理量の見込み及び廃棄物の減量に関すること

(1) 一般廃棄物

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【実態調査結果】</p> <p>①平成20年度の県内の一般廃棄物の排出量：78.2万トン</p> <p>②処理状況： ・中間処理（焼却・破砕等）：69.7万トン ・資源化量：12.1万トン ・最終処分量：9.8万トン</p> <p>③一般廃棄物について平成15年度を基準として平成22年度における「1人1日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「1日当たりの最終処分量」の目標値を設定している。平成20年度の実績値は以下のとおり。 ・1人1日当たりのごみ排出量：1036g/人・日（平成22年度目標値978g/人・日）、 ・リサイクル率：15.5%（同目標値26.0%）、 ・1日当たりの最終処分量：268t/日（同目標値225t/日）</p>	<p>【実態調査結果】</p> <p>①平成22年度における予測値 ・1人1日当たりのごみ排出量：1022g/人・日 ・リサイクル率：17.1% ・1日当たりの最終処分量：211t/日 1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は目標値を達成せず、最終処分量は目標を達成する予測となっている。</p> <p>②平成27年度における予測値 ・1人1日当たりのごみ排出量：964g/人・日 ・リサイクル率：19.4% ・1日当たりの最終処分量：209t/日</p>	<p>①排出抑制について 1人1日当たりのごみ排出量は、平成18年度以降減少傾向にあるが、これは、事業系ごみの減少の効果が大きく影響している。今後は、生活系ごみの更なる排出抑制が必要。</p> <p>②リサイクル率 リサイクル率は、ここ数年増減を繰り返している。また、市町村によりリサイクル率に大きな差が見られる。リサイクル率の低い市町村では、ごみの収集区分及び処理システムを再検討し、リサイクル率の向上を図ることが必要。</p> <p>③最終処分量 年々減少傾向にあり、今後も排出抑制、リサイクルを推進することにより、埋立量削減の推進が必要。</p>	<p>①次期計画の目標指標について</p> <p>②排出抑制等について</p> <p>※現行計画の目標指標：「1人1日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「1日当たりの最終処分量」</p>

(2) 産業廃棄物

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【実態調査結果】</p> <p>①産業廃棄物については平成15年度を基準として平成22年度における排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量の目標値を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量：8514千t ・再生利用量：3043千t ・減量化量：4875千t ・最終処分量：596千t <p>②平成20年度の実績値は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量：8344千t ・再生利用量：3318千t ・減量化量：4226千t ・最終処分量：800千t 	<p>【実態調査結果】</p> <p>①平成22年度予測値は以下のとおりで、再生利用量は目標を達成するが、排出量、減量化量、最終処分量は目標を達成しない予測となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量：8743千t ・再生利用量：3464千t ・減量化量：4450千t ・最終処分量：830千t <p>②平成27年度における予測値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量：8459千t ・再生利用量：3239千t ・減量化量：4396千t ・最終処分量：824千t 	<p>①排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量について 再生利用量は現行処理計画の平成22年度目標値を達成する見込みであるが、排出量、減量化量、最終処分量は目標を達成できない見込みとなっている。 このため、将来予測や国の基本方針に掲げられた目標値等を踏まえて、今後も引き続き、排出抑制、再生利用・減量化の促進、最終処分量の削減を推進していく必要がある。 なお、本県には多くの火力発電所があり、国内の電気需要の動向が本県の産業廃棄物の排出処理状況に影響していることについても考慮する必要がある。</p>	<p>①次期計画の目標指標について</p> <p>②排出抑制等について</p> <p>※現行計画の目標指標：「排出量」「再生利用量」「減量化量」「最終処分量」</p>

2 一般廃棄物の適正な処理の確保に関すること

(1) 計画的かつ効率的な施設整備

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【実態調査結果】</p> <p>①県内のごみ処理（焼却処理）は、単独の5市村と13の一部事務組合で行われている。</p> <p>②平成22年3月末現在、県内で稼働中の一般廃棄物施設は、ごみ焼却施設が23施設、し尿処理施設が23施設、最終処分場が22施設、粗大ごみ処理施設が14施設、資源化施設が29施設ある。処理施設については、広域化ブロックごとに集約の可能性も併せ、効率的な整備を図って行くことが必要。</p> <p>③焼却施設については、老朽化やダイオキシン類に係る排出基準強化により、廃止された施設があるが、解体費用の高騰で一部に解体が進んでいない状況がある。</p> <p>④一部の市町村等では、民間業者への処理委託が行われている。</p>	<p>【ごみ処理広域化計画（平成21年度）】</p> <p>①平成29年度までは、県内7ブロックにおいて、ごみ焼却施設は、現行の施設を継続して使用する計画としている。</p> <p>②施設の更新に当たっては、各ブロック内で、集約の可能性と併せ、収集運搬、中間処理、最終処分などより効率的な処理体制について検討を行うこととしている。</p>	<p>【国基本方針案】</p> <p>①今後、廃棄物処理施設の維持管理や更新のためのコストが増大することが見込まれ、厳しい財政状況の中で、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ることが求められている。</p> <p>②廃棄物処理施設の整備に当たり、ごみ発電等の余熱利用や効率的な廃棄物系バイオマスの活用のための施設整備など、地球環境問題への対応に配慮する必要がある。</p> <p>③施設整備に当たっては、一般廃棄物処理が市町村の責務であることから、収集運搬から最終処分までの一連の処理を市町村等のブロック内で完結できるよう整備する必要がある。</p> <p>④廃止された焼却施設について、適切に解体を行う必要がある。</p>	<p>①ごみ処理施設の整備・維持管理について</p> <p>②地球温暖化対策について</p> <p>③ごみの自区域内処理について</p>

(2) 生活排水対策

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【実態調査結果】</p> <p>①し尿の水洗化人口は、平成20年度末で85.7%で、内訳は公共下水道人口が41.5%、浄化槽人口（農業集落排水処理施設を含む）が44.0%となっている。</p> <p>②浄化槽については、平成20年度末の設置基数が272,259基あるが、このうち、生活排水が無処理の単独浄化槽が184,988基（約68%）を占めている。</p> <p>③県では、適正な生活排水の処理のため、平成22年度に「ふくしまの美しい水環境整備構想」を策定した。</p>	<p>平成22年度に策定した「ふくしまの美しい水環境整備構想」においては、汚水処理人口普及率を西暦2030年代初頭で概ね100%とすることで、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽のそれぞれの特性を活かしながら、整備することとしている。</p>	<p>①県・市町村の厳しい財政状況の中で、生活排水の適正処理を進めていく必要がある。</p> <p>②生活排水処理施設の能力を發揮させるため、処理方式に応じた施設の適切な維持管理を行うことが必要。</p> <p>③浄化槽については、水環境への負荷が大きい単独浄化槽から、合併浄化槽へ転換をはかっていく必要がある。</p> <p>④特に猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域では、窒素・りんの除去のため、高度処理可能な浄化槽の設置促進が必要。</p>	<p>①施設設置の促進</p> <p>②適正処理について</p>

3 産業廃棄物の処理施設の整備に関すること

(1) 産業廃棄物処理施設の整備

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【現計画の記載内容】 産業廃棄物の適正処理を推進するうえで、県内で発生した産業廃棄物を県内で処理できるように処理施設を確保することが非常に重要であるとし、産業廃棄物処理施設の整備方針を下記のとおりとしている。</p> <p>①必要な処理能力、容量を備えた処理施設を、地域ごとにバランスよく整備する。 ②新たな処理施設の設置については、民間による整備を基本とする。 ③民間施設の設置が困難で不足している地域、分野について、（県は）公共関与による最終処分場等の施設整備を行う。</p> <p>【実態調査結果】 ①廃棄物実態調査の結果をみると、平成22年度末の最終処分場の残余年数は現計画での予測（管理型3年、安定型13年）よりも伸びている（管理型8.1年、安定型17.9年）。 ②県内における産業廃棄物の処理は、県内全域において広域的な運搬処理が実態となって機能している。</p>	<p>【実態調査結果】 ①委託処理される最終処分量は減少傾向にあり、広域的な収集・運搬による処理の傾向は今後も続くと考えられる。 ②今後の民間最終処分場の設置動向等を加味して産業廃棄物処理に関する将来予測を行うと、改定計画の最終年度となる平成27年度末における最終処分場の残余年数は、 管理型が12.8年 安定型が15.3年 と予測され、当面、民間最終処分場における残余容量が逼迫する状況にはない。</p> <p>【状況の変化】 ①廃棄物処理法等の改正により、民間処理業者の資質の向上や優良な民間処理施設の整備が進んできており、平成22年度の法改正により、今後もその流れが促進されると考えられる。 ②本県においては、産業廃棄物税を導入し、事業者の取組みを支援するとともに、産業廃棄物の発生抑制等をより一層促進していくこととしている。</p>	<p>現状を踏まえ、これまでの産業廃棄物処理施設整備のあり方を見直す必要がある。</p> <p>①地域バランスの考え方 ②民間による施設整備に対する県のスタンス ③公共関与のあり方（別途）</p>	<p>①地域バランスの考え方</p> <p>②本県における産業廃棄物処理施設整備の方向</p> <p>③排出事業者への排出抑制等指導について</p> <p>④産業廃棄物に関する県民理解の促進について</p>

(2) 廃棄物処理施設整備に係る公共関与について

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【現計画の記載内容】 県内における民間最終処分場での産業廃棄物処理能力が将来的に逼迫する見込みから、施設整備を行う必要があるとして、最終処分場が少ない県中地区に、公共関与による最終処理施設を整備する計画（県中地区環境整備センター（仮称）整備計画）を推進するとしてきた。</p> <p>【取組状況、状況の変化】 計画地周辺住民の反対意向が強く、また、計画の長期化により廃棄物処理法の改正等、産業廃棄物処理を取り巻く状況が大きく変化してきたことなどから、現在は計画地における県の活動は休止している。</p>	<p>【実態調査結果、国の方針】</p> <p>①改定計画の最終年度となる平成27年度末における県内の最終処分場の残余年数に余裕があり、当面、残余容量が逼迫する状況ではなく、国が最終処分場の残余年数の目標としている“10年程度”も十分確保できる見通しである。</p> <p>②産業廃棄物の処理が県内全域において広域的な運搬処理が実態となって機能しており、県中地域においても産業廃棄物処理施設整備の需要度や緊急性は低下していると考えられる。</p>	<p>今後の産業廃棄物処理施設の整備方針及び公共関与のあり方を見直すとともに、公表から既に10年以上が経過している県中地区環境整備センター（仮称）整備計画についても、現状を踏まえ、早急に計画の方針を決定する必要がある。</p>	<p>①公共関与による最終処分場整備について</p> <p>②県中地区環境整備センター（仮称）整備計画について</p>

4 その他の適正処理に関すること

(1) 一般廃棄物

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>ア 災害廃棄物処理 平成22年4月現在、災害廃棄物処理計画（震災編、水害編）が未策定の市町村が8市町村ある。 また、一部の市町村等では、適切に見直しがなされていないところがある。</p>	<p>災害発生時の廃棄物処理対策が円滑に進むよう体制を構築しておく必要がある。</p>	<p>【国基本方針案】 災害発生時には、廃棄物処理が困難になるとともに、大量の廃棄物が発生する。このため、国の基本方針においても、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場、災害用ストックヤード等を整備しておくことが重要とされている。</p>	<p>①災害廃棄物処理計画策定について</p>
<p>【実態調査結果】 イ 在宅医療廃棄物処理 在宅医療に関わる医療措置に伴い家庭から排出される在宅医療廃棄物は一般廃棄物に分類される。高齢化を背景に家庭等医療機関以外の場所で医療措置を行う在宅医療が進んでおり、適正処理が課題となっている。 平成22年4月現在、市町村の一般廃棄物処理計画において、在宅医療廃棄物の位置付けをしているのは、10市町村である。</p>	<p>在宅医療の普及により、今後とも在宅医療廃棄物が家庭から多く排出される傾向は続くことが予想され、適正処理にむけた体制構築が必要となっている。</p>	<p>在宅医療廃棄物の処理を一般廃棄物処理計画に位置づけしていない市町村等がある。</p>	<p>①在宅医療廃棄物処理対策について</p>

現 状	将来予測	課 題	論 点
ウ 海岸漂着物 国において、海岸漂着物等の処理のため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が制定された。	海岸漂着物処理推進法では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要に応じ、都道府県が地域計画を作成することを規定している。	福島県では、現在、海岸漂着物が問題とはなっていないが、海岸漂着物処理推進法を踏まえ、今後、海岸漂着物対策について検討することが必要。	①海岸漂着物対策について

(2) 産業廃棄物

ア 適正処理の推進

現 状	将来予測	課 題	論 点
【現計画の記載内容】 ①廃棄物処理法に基づくマニフェスト制度は、産業廃棄物の適正な処理を確保するものとして、非常に重要な役割を担う手続であることから、引き続き排出事業者に対し、その制度が適正かつ厳正な運用を図るよう指導する。特に、マニフェストの記載漏れや保管義務違反のない「電子マニフェスト制度」については、排出事業者等の加入率が低いことから利用促進を図る。 ②廃棄物処理法の改正により平成17年度から施行された「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を導入し、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、有効に活用できるよう情報提供を図る。	事業者は自らその産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物の処理基準等に従わなければならないこと、また、事業者が、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、適正な委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用により、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでに一連の処理を適正に行わなければならないことの徹底が強化されている。 なお、廃棄物処理法が改正され（平成22年）、優良処理業者の評価制度普及のため、許可更新期間の延長が盛り込まれた。	産業廃棄物処理の最終責任は排出事業者にあることから、排出事業者等に対し、引き続き適正処理を指導していくことが必要。 排出事業者に対しマニフェスト制度の適正かつ厳正な運用を指導する必要がある。特に電子マニフェスト制度については、平成18年度に0.1%の利用が平成21年度に8%へと拡大しているが、更に利用促進を図る必要がある。 事業者は、自らの判断で信頼できる処理業者を選定する必要がある。このため、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ることが必要。	①マニフェスト制度の普及について ②優良事業者の育成について

イ その他の廃棄物の適正処理

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>(ア)PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物 高濃度PCB廃棄物については、平成18年度策定の県PCB廃棄物処理計画に基づき、保管事業者等に対し適正保管を指導するとともに、平成20年度より日本環境安全事業(株)の処理施設(北海道室蘭市)において毎年度計画的に処理が進められている。 微量PCB廃棄物については、産廃業者のPCB処理施設整備への支援を行うとともに、微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業により、県内の該当機器等の把握を進めている。</p>	<p>高濃度PCB廃棄物については、県PCB廃棄物処理計画で、平成26年度までに処理が完了するとしている。 微量PCB廃棄物については、数年以内には処理施設が整備され、処理が開始される予定である。</p>	<p>①処理が行われるまでの間、PCB廃棄物の保管事業者に対し、適切な保管を行うよう引き続き指導していく必要がある。 ②微量PCB廃棄物については、現在その数等について把握途中であり、また、処理施設も整備途中であるため、まだ今後の明確な見通しが立っていない。</p>	<p>①PCB廃棄物の適正処理について ②微量PCB廃棄物の処理について</p>
<p>(イ)アスベスト アスベスト使用建築物等の改修、解体に当たっての届出の徹底や、石綿廃棄物の処理施設等に対する定期的な立入検査により、適正処理を指導している。</p>	<p>過去にアスベストが使用された建築物が、今後、改修、解体時期を迎えるため、アスベスト廃棄物が今後も継続的に発生すると考えられる。</p>	<p>アスベスト使用の現状が十分に把握されていないため、建築物等の改修、解体時における調査の徹底の指導や、新たな情報の速やかな提供が引き続き必要である。</p>	<p>①アスベスト廃棄物の処理について</p>

ウ 県外産業廃棄物の抑制について

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【現計画の記載内容】</p> <p>①産業廃棄物の適正処理を推進するため、県内で発生した産業廃棄物は県内で処理できることが必要であり、処理業者が県内物を優先して受け入れ処理する体制を確保するため、特に、最終処分業者へ搬入される県外物については、県内における最終処分容量確保の観点から20%以下を目標値にするよう指導していく、としている。</p> <p>【実態調査結果】</p> <p>②平成20年度の最終処分業者の県外物搬入割合は21.4%で、ほぼ目標に近い数値である。</p>	<p>【実態調査結果】</p> <p>今後の民間最終処分場の設置動向等を加味して将来予測を行うと、改定計画の最終年度となる平成27年度末における最終処分場の残余年数は、管理型が12.8年、安定型が15.3年と予測され、国の新たな基本方針で定める必要な容量（残余年数10年程度）を十分確保できる見通しである。</p>	<p>県内の排出状況、最終処分場の残余年数等を考慮し、今後の県外の産業廃棄物の搬入割合の目標値を改めて検討する必要がある。</p>	<p>①県外の産業廃棄物への対応について</p>

(3) 不法投棄防止対策

現 状	将来予測	課 題	論 点
<p>【実態調査結果】</p> <p>不法投棄の件数・量は長期的に減少傾向にあるが、依然として発生している。不法投棄防止のため、不法投棄監視員による監視、民間警備会社への監視委託、監視カメラの設置等の監視を実施している。不法投棄防止のため、地域住民団体等による日常的な監視体制づくり推進のため、「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」を実施している。</p>	<p>県長期総合計画においては、平成26年度の産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量について、平成19年度実績（3件、123トン）から減少を目指すとしている。</p>	<p>不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見のため、不法投棄監視員による監視、民間警備会社への監視委託、監視カメラの設置等の監視や「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」を今後も継続する必要がある。廃棄物の適正処理について、事業者、県民へ周知する必要がある。原因者等に対し投棄物撤去や生活環境保全上支障の除去等の指導を行い原状回復を図る必要がある。</p>	<p>①不法投棄防止対策について</p>